

第29回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年10月31日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 5番 森 通弘 、 25番 廣見 安彦

議事日程

第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
第2	議案第177号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第178号	農地法第5条の規定による許可申請について
第4	議案第179号	農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 書 記 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第29回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、「農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
5番 森 通弘 委員
25番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の一部取下げがありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第3条申請書の取下について報告いたします。11ページをお開きください。農地法第3条、申請番号14番の2段目の1筆につきましては、令和7年10月24日に申請人から取下書の提出があり、受理しましたので報告いたします。取下理由につきましては、当該議案の現地立合を行ったところ、塩屋原地区基盤整備事業の区域内であることがわかり、関係課に確認した結果、申請地は換地が行われており、登記が完了しておらず、現時点での所有権移転ができない状態でありました。したがって、今回取下書が提出されたことをご報告いたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

事務局

今回の合意解約は6件でございます。内容といたしましては、農地売却と貸人の要望が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第177号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。当該議案に2番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。暫時休憩します。

（ 2番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第177号は、申請番号1番から24番の所有権移転に関する24件でございますが、先に申請番号8番、10番、12番、13番の4件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号8番、10番、12番、13番の所有権移転に関する4件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号8番、10番、12番、13番の所有権移転に関する4件を説明いたします。この4件は受人が同一者でありますので、一括して報告いたします。まず、申請番号8番については、大島堰北部地区の基盤整備に伴い、所有権移転を行うものであり、申請番号10番、12番、13番については、渡人は市外在住や高齢で管理できないため申請地を売買し、受人はすべての申請地に水稻を作付けする計画です。受人は毎年水稻を作付けしており、本人が320日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行って

7番委員

けると考えます。申請地の周辺は、同じく水稻や飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。以上、申請番号8番、10番、12番、13番の所有権移転の4件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号8番、10番、12番、13番の4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第177号、申請番号8番、10番、12番、13番の4件は許可することに決定いたします。
暫時休憩します。

（2番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、先ほど審議しました申請番号8番、10番、12番、13番の4件を除く、申請番号1番から7番と9番、11番、14番から24番の20件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請、先ほどご審議いただきました申請番号8番、10番、12番、13番の4件を除く、申請番号1番から7番と9番、11番、14番から24番の20件を説明いたします。まず、申請番号1番から3番につきましては、杉苗木の育苗を行うための申請です。農地法第2条第

事務局

1項に「農地とは、耕作の目的に供される土地をいう」と規定されており、この耕作とは、「土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培すること」をいいます。今回の申請においては、受人は施肥や除草などの肥培管理により苗木の育苗を行い、自己所有地及び経営する木材会社へ供給する計画であります。また、確約書において、山林としないこと及び違反した場合は原状回復を誓約する旨の書類が添付されておりますので、申請を受理したところでございます。次に申請番号4番から7番と9番、11番につきましては、先ほど説明しました大島堰北部地区の基盤整備に伴い、徳間自治会から現耕作者等へ所有権移転を行うものでありますので問題ありません。したがって事務局によります申請書類の審査において、今回の申請20件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番から7番と9番、11番の9件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番から7番と9番、11番の所有権移転に関する9件でございます。まず、申請番号1番から3番の3件については、受人は申請地に杉の苗木を育苗し、自己所有地及び経営する木材会社へ供給するため申請されています。作付け方法としては、挿し苗とコンテナ苗で育苗し、施肥や除草などの肥培管理を行い、育苗期間は1年から2年程度かかることでした。また、労働力については、本人が300日、父と妻が150日の従事計画であり、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な育苗を行っていけると考えます。なお、申請地の周囲は、山林原野化しており支障はないと思われまます。次に、申請番号4番から7番と9番、11番の6件については、大島堰北部地区の基盤整備に伴い、現在の耕作者へ所有権移転を行うものであります。受人については、これまで同様、水稻及び飼料用稲を作付けする計画であり、すべての受人世帯においては、150日以上農業従事があるため機械保有・労働力・技術面については問題なく、効率的に農業経営を行っていけると考えます。また、申請地周辺も水稻及び飼料の作付けであるため問題ありません。以上、申請番号1番から7番と9番、11番の所有権移転に関する9件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に14番から16番の3件について、9番委員より説明をお願いします。

9番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号14番から16番の所有権移転に関する3件でございます。この3件は受人が同一者でありますので、一括して報告します。申請番号14番から16番の3件については、渡人は非農家で管理できないため申請地を売買し、受人はそれぞれの申請地に水稻、柿やイチジクなどの果樹、トマトやナスなどの季節野菜を作付けする計画です。受人は毎年水稻を作付けしており、本人が300日、父と母が250日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は、水稻が作付されており、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号14番から16番の所有権移転の3件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に17番の1件について、16番委員より説明をお願いします。

16番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号17番の所有権移転に関する1件でございます。17番については、渡人は高齢で管理できないため、受人に売り渡し、家庭菜園として利用するため申請されたものであります。受人は申請地に人参、大根、白菜、ジャガイモなどの季節の野菜を作付するため、全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、機械については、トラクターと草刈り機を取得しており、労働力については、本人が100日、妻が50日の従事があり、技術面については、過去に農家の親から技術指導を受けているため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は自己所有地であり、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号17番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に18番と19番の2件について、17番委員より説明をお願いします。

17番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号18番と19番の

17番委員

所有権移転に関する2件でございます。18番については、渡人は高齢により規模縮小のため、受人に譲り渡し、受人は申請地に水稻を作付するため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は、毎年、水稻の作付と金柑を栽培しており、労働力については、本人が150日、父と母が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。次に19番については、渡人は高齢で管理できないため、受人に譲り渡し、受人は申請地に飼料を作付するため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は、毎年、飼料の作付とせとか、金柑を栽培しており、労働力については、本人が250日の従事があり、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地の周囲は飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。以上、申請番号番18番から19番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に20番から24番の5件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第177号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号20番から24番の所有権移転に関する5件でございます。20番から24番については、耕作利便のため農地交換を行う申請であります。20番と21番の受人は申請地に20番はゴボウ、21番は甘藷を作付するため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人世帯は、毎年ゴボウと飼料を作付けしており、労働力については、本人と妻、父と母が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地の周囲は、甘藷、飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。次に22番については、受人は申請地に飼料を作付するため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人世帯は、毎年飼料を作付けしており、労働力については、本人と妻が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地の周囲は、甘藷、飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。次に23番については、受人は申請地に飼料を作付するため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人世帯は、毎年飼料を作付けしており、労働力については、本人と妻が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地の周囲は、甘藷、飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。最後に24番については、受

18番委員

人は申請地に飼料を作付けするため、農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人世帯は、毎年飼料を作付けしており、労働力については、本人が250日、母が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地の周囲は、甘藷、飼料が作付されており、耕作にあたって支障はありません。以上、申請番号20番から24番の所有権移転の5件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から7番と9番、11番、14番から24番の20件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第177号、申請番号1番から7番と9番、11番、14番から24番の20件は許可することに決定いたします。

議案第178号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第178号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第178号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番から2番の2件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、18ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま

事務局

す。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員

議案第177号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、受会社は中古車販売を兼ねた自動車整備業を経営しており、展示場が不足していたことから申請地を借りて使用していたが、今回購入するにあたり、転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の周囲は、西側に農地と隣接しますが、雨水については自然浸透で問題なく、農地との境界にブロック塀を設置する予定であることから土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番の1件について、13番委員より説明をお願いいたします。

13番委員

議案第177号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番につきましては、申請地は耕作不便で植林に至っており、財産処分にあたり転用許可が必要なことがわかり、始末書添付で申請されたものです。申請地図面の5ページから8ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号2番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議長（１番）

申請番号１番と２番の２件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１７８号、申請番号１番と２番の２件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第１７９号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）

議長（１番）

次に議案第１７９号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分、申請番号１番から２６番の２６件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１７９号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号１番から２６番の２６件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２６件は、２０ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から２６番の２６件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１０番委員

議案第１７９号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号１番から２６番の２６件を説明します。この２６件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番から26番の26件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第179号、申請番号1番から26番の26件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長 (1 番)

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第29回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年10月31日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

5番 森 通弘

25番 廣見 安彦